

役員退職慰労金 概要・計算方法・手続き 要点簡単まとめ図解



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

役員退職慰労金 要点簡単まとめ

役員退職慰労金とは

取締役や監査役などの役員が退任する際、その在任中の功労に対して会社から支払われる金銭です。一般的に「役員退職金」とも呼ばれます。従業員の退職金とは異なり、退職金規程の作成は必須ではありません。

支給決定・手続き

定款に定めがない場合、会社法第361条により原則として株主総会の決議が必要となります。実務上は、支給額の決定を取締役会に一任する決議が多く見られます。

税務上の取り扱い

役員退職慰労金は、役員にとって退職所得として扱われ、所得税が課税されます。退職所得控除などの優遇措置があり、他の所得とは分離して課税される点が特徴です。会社（法人）にとっては、支給額を損金算入することで法人税等の節税効果が期待できます。

役員退職慰労金の計算方法

役員退職慰労金の計算方法には、一般的に功績倍率法や1年当たり平均法などがあります。

功績倍率法



最終報酬月額

×

在任年数

×

功績倍率

で計算

功績倍率法	功績倍率の目安			
	代表取締役(創業者)	3.0～3.4	代表取締役	2.4～3.2
	専務取締役	2.2～2.7	常務取締役	2.0～2.6
	取締役	1.2～2.0	監査役	1.0～1.6
1年当たり平均法	 1年当たり退職金[※] × 勤続年数 で計算 ※同種・同規模法人の支給データを基に算出した、1年あたりの退職金の平均値			

人事労務担当者としての注意点

役員退職慰労金の支給にあたっては、同業他社の支給事例などを参考に、社会通念上妥当な金額を決定することが重要です。
 極端に高額な支給は、税務調査において否認されるリスクがあります。
 また、支給手続きに関する議事録等の適切な記録・保管も不可欠です。

議事録等の記録・保管

